

令和 8 年 多賀町議会 6 月第 2 回定例会会議録

令和 8 年 6 月 2 日（火） 午前 9 時 3 0 分開会

◎出席議員（8 名）

1 番	小 島	櫻 君	5 番	川 岸	真 喜 君
2 番	一之瀬	浩 治 君	7 番	山 口	久 男 君
3 番	神細工	宗 宏 君	8 番	大 谷	重 温 君
4 番	木 下	茂 樹 君	9 番	富 永	勉 君

◎欠席議員（1 名）

6 番 菅 森 照 雄 君

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	地域整備課長	野 村 博 君
会 計 管 理 者	夏 原 伸 幸 君	文化まちづくり課長	本 田 洋 君
企 画 課 長	古 川 将 司 君	学校教育課長	永 井 慎太郎 君
総 務 課 長	本 多 正 浩 君	教育総務課長	谷 川 嘉 崇 君
税務住民課長	竹 田 幸 司 君	生涯学習課長	金 田 信 一 君
福祉保健課長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久 和 君
産業環境課長	小 菅 俊 二 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	大 岡 まゆみ	書 記	西 村 俊 之
---------	---------	-----	---------

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定（6 月 2 日～1 9 日 1 8 日間）
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	総務常任委員長報告
日程第 6	産業建設常任委員長報告
日程第 7	同意第 7 6 号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求め ることについて
日程第 8	同意第 7 7 号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求め ることについて

日程第 9	同意第 7 8 号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	同意第 7 9 号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	同意第 8 0 号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第12	同意第 8 1 号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	同意第 8 2 号	多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14	同意第 8 3 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第15	同意第 8 4 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第16	同意第 8 5 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17	同意第 8 6 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第18	同意第 8 7 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19	同意第 8 8 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第20	同意第 8 9 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21	同意第 9 0 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第22	同意第 9 1 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第23	同意第 9 2 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第24	同意第 9 3 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第25	同意第 9 4 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第26	同意第 9 5 号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第27	同意第96号	多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28	同意第97号	多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29	諮問第98号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第30	承認第99号	専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町税条例の一部を改正する条例)
日程第31	承認第100号	専決処分事項の承認を求めることについて (多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第32	承認第101号	専決処分事項の承認を求めることについて (令和7年度多賀町一般会計補正予算(第10号))
日程第33	報告第102号	令和7年度繰越明許費繰越計算書について (多賀町一般会計)
日程第34	報告第103号	令和7年度繰越明許費繰越計算書について (多賀町介護保険事業特別会計)
日程第35	報告第104号	令和7年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第36	議案第105号	多賀町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第106号	多賀町消防団消防ポンプ自動車の購入契約の締結について
日程第38	議案第107号	令和8年度多賀町一般会計補正予算(第1号)について

(開会 午前 9時30分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和8年6月第2回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(富永勉君) 本定例会に町長より提出されました案件は、同意案22件、諮問1件、承認案3件、報告案3件、議案3件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

(開議 午前 9時31分)

○議長(富永勉君) ただいまの出席議員は8人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の議事日程を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 川 岸 真 喜 議員 7番 山 口 久 男 議員
を指名いたします。

○議長(富永勉君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月25日開催の議会運営委員会において、本日6月2日から19日までの18日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの18日間に決定をいたしました。

○議長(富永勉君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の3点について報告いたします。

第1点目は、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情3件を受理しました。

第2点目は、2月、3月、4月に実施されました出納検査および定期監査の結果については、お手元に配布していますとおり、報告がありました。

第3点目は、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 本日、令和8年第2回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、4月より多賀町のまちづくりの根幹となります第6次多賀町総合計画の後期、5年がスタートしました。前期計画の進捗や新たな課題解決に取り組むべく、計画に掲げる「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」の実現に向け、鋭意、議会、住民の皆様とともに、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

不易と流行を見極めつつ、「誰もが元気に、希望を持って、笑顔で暮らせる多賀町」、また、「5年・10年先の多賀町の将来を見据えた新たな取り組み」についても、丁寧かつ着実に進めてまいります。

また、今年度より、新たに設置いたしました文化まちづくり課でございますが、現在のところ、大きな混乱もなく、順調にスタートが切れたと認識しております。引き続き、組織改編による効果が十分に発揮できるよう、取組を進めてまいります。

それでは、議案の説明と行政の状況について報告させていただきます。

今回、本定例会に提出をいたしました議案は、人事案件、専決処分の承認案件、補正予算等、合わせて32件であります。いずれも重要な議案でございますので、慎重なご審議を頂き、適切なご決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初めに、現時点の令和7年度一般会計決算見込みについてご報告いたします。詳しくは9月定例会にて決算として提出しご説明いたします。

令和7年度一般会計の歳入決算見込額は約72億1,100万円、歳出決算見込額は約68億9,800万円となります。歳入歳出差引、約3億1,300万円となり、うち令和8年度に繰り越すべき一般財源約9,700万円を除きますと、実質収支は約2億1,600円となる見込みであります。

次に、各所管での取組であります。

総務課所管では、昨年度整備をいたしました防災行政無線の普及、運用に向けて、春の区長会にてご案内をさせていただいたところであります。現在、各集落のご希望に合わせ、説明会を随時実施させていただいておりますが、啓発チラシやポスター、広報等での周知についても丁寧に行い、普及率、利用率の向上に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

企画課所管では、4月より多賀町公式ホームページをリニューアルいたしました。リニューアル前と比較して、セキュリティ対策についても強化しております。今後もホームページでの情報発信を充実させていくとともに、公式LINEやInstagramでの情報発信についても充実を図ってまいります。

次に、国が進めております行政システムの標準化につきまして、整備を進めてまいりましたが、本年度当初より、戸籍・住民基本台帳、税システム等について、稼働、運用を開始しております。引き続き、システムの入替えに伴う混乱等が生じないようにチェックするとともに、さらなる住民サービスの向上を図ってまいります。

また、多賀町空き家等対策計画改訂に向け、現況調査に着手いたします。外観、目視調査と写真撮影を実施させていただくとともに、調査結果を用いて、空き家等の所有者、管理者に対し、アンケート調査を実施し、空き家、空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、福祉保健課所管では、本町においては、脳卒中や心筋梗塞の原因となる高血圧の方が多く、高血圧予防への取組が大きな健康課題となっていることから、「高血圧ゼロのまちづくり・モデルタウン」としての承認を受け、今年度から本格的な事業を展開していくこととしております。「血圧のことを知り、血圧を下げる、上げない」を合言葉に、5月17日、いきいきライフ体験塾を開催し、正しい血圧を測っていただくこと、減塩コーナー、運動コーナーを設け、145名の方に参加していただきました。今後におきましても、当事業を重点事業として位置づけ、様々な取組を展開、推進してまいります。

また、買い物移動販売事業でございますが、事業の概要につきましては、4月の区長会にて、実施事業者とともに説明をさせていただきました。現在、当事業への参加意向調査を実施しておりますが、現時点で、参加意向を示していただいている字は25か字、停留所の候補地は50か所となっております。今後、各字とも調整した上で、ルートや時間設定等を行い、10月の事業開始に向け、計画的に進めてまいります。

次に、産業環境課所管では、国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている農業、酪農経営者を対象に、経営の一助となるよう合わせて143件の支援を行いました。

また、今年度より、鳥獣害対策、農業振興を担う地域おこし協力隊1名を委嘱しました。隊員には、新たに導入するニホンザル追跡ツール等を活用した獣害対策に取り組んでいただくことで、農作物被害や生活環境被害の軽減を図ってまいります。

環境生活関係では、6月より資源ごみの出し方を一部変更いたしました。これまで燃えないごみとして収集をしていました金属類を資源ごみとして収集すること、小型家電を各字の資源ごみステーションにおいても収集することとしたものであります。この変更により、さらなるごみの減量、リサイクル率の向上が図れるものと考えております。

次に、文化まちづくり課所管であります。4月1日付で機構改革を行い、企画課、産業環境課が担っていました業務の一部を移管し、自治振興、地方創生、商工、観光、文化財の保存、活用等を所管する文化まちづくり課を設置しました。本町の歴史、文化、自然等の魅力、地域資源を継承、活用するとともに、情報発信の強化、観光、商工業の活性化、地域振興等、官民一体となった地域、まちづくりに取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、2年目の隊員2名のほかに、新たに4名を

委嘱しました。多賀観光協会の運営支援をはじめ、子どもの居場所づくり、買物支援、地域商社、空き家活用等、それぞれ目的を持って取り組んでいただくこととなっております。昨年度まで、地域おこし協力隊として活動されていました岩下晃士さんが開発されました里和浸酒No.3 クロモジ&赤シソが2026年モンドセレクション、スピリッツ&リキュール部門で金賞を受賞され、5月12日には知事に表敬訪問をされました。このような取組が今後も生まれるよう、隊員の活動や事業承継等の取組について支援してまいります。

また、4月15日には、滋賀県のご当地タレント、MC MORIYAさんを多賀町特命PR大使に任命いたしました。多賀町のさらなる魅力発信や知名度向上に向け、SNSでの情報発信やイベントの開催等、幅広い活躍を期待しているところであります。

最後に、教育委員会所管であります。まず初めに教育総務課、学校教育課所管であります。各小中学校では、4月より新しい体制の中で、全教職員がそれぞれの学校の教育方針を共通理解し、目標の実現に向けた取組をスタートしました。

小中学校では、今年度、Windowsから更新しました1人一台端末、iPadであります。更新前と比較しても動作も快適で使いやすく、併せてデジタル教材についても一新したことから、学習環境が一定向上したものと考えております。今後、自宅学習にも活用の幅を広げるなど、教育目標である「主体的・対話的で深いまなび」の実現に向け、取組を進めてまいります。

また、今年度より、園、小中学校の給食において実施しております金芽米を提供する取組であります。子どもたちは、これまでどおり親しみながらおいしく食していることから、変更については円滑に進められているものと認識しております。金芽米の持つ高い栄養価が、子どもたちの健やかな育ちにつながるものと期待しているところであります。

施設改修関係では、多賀中学校のトイレ改修工事および小中学校の体育館空調設備整備工事につきましては、速やかに工事着手できるよう進めているところであります。いずれの工事につきましても、授業への影響を最小限に抑えるとともに、子どもたちや学校関係者の安全を確保しながら進めてまいります。

次に、生涯学習課所管では、昨年度、国スポ・障スポのデモンストレーションスポーツとして実施しましたモルックであります。町内においてモルックへの関心、気運が非常に高まってきていると感じております。さらなるモルックの普及、定着に向け、引き続き、月イチ・モルックの体験会をはじめ、モルック大会を開催するなど、広く推進してまいります。

また、中学校部活動の地域展開につきましては、令和8年度から実行期間に移行することも踏まえ、中学生のスポーツ・文化・芸術活動が将来にわたって持続可能な活動環境となるよう、部活動および地域クラブ活動の安定した体制づくりについて、計画的に進めてまいります。

博物館では、継続的にアケボノゾウ化石・多賀標本の普及・教育と活用に取り組んでいます。アートを通じてアケボノゾウに親しむという趣旨で3月3日から4月12日まで、第2回シガタガゾウのアート展を開催しました。今回は、町内外から150点に上る出品があり、約900名の方に観覧いただきました。子どもたちからも工夫を凝らした魅力的な作品が多く出品され、「ゾウの町 多賀町」の取組を広く発信することができました。

図書館では、いつでも、どこでも、気軽に本と触れ合い、楽しく読書ができる環境づくりを推進しております。毎月23日を「多賀っ子どもくしょの日」として、子どもから大人まで本に親しむ機会を持つことで、生活の中で読書習慣が自然に根づくよう、小中学校とも連携しながら取組を推進してまいります。

以上、6月議会定例会の開会に当たり、行政の近況についてご報告申し上げます。

なお、本日提案させていただきます議案につきましては、時間の関係上、説明を割愛させていただきますが、提案の都度、ご説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（富永勉君） これで行政報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について報告を求めます。

5番、川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 閉会中における総務常任委員会の調査結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

今回調査しました内容は、以下の2点になります。

1つ目、教育委員会所管の事務調査（教育現場の視察と今年度事業について）、2つ目、学校給食に導入される特殊精米について（和歌山市の精米機メーカーの工場視察）であります。

それでは、1つ目の教育委員会所管の事務調査の結果について報告いたします。

5月8日午後1時30分から、委員全員と、執行者側から町長、教育長、担当課長の出席を求め、委員会を開催しました。

初めに、現地を視察しました。

最初に、大滝たきのみやこども園を視察しました。橋本園長から、今年度の園児数は0歳児から5歳児までの41名で6クラス、職員の体制は、園長と園長補佐1名、各クラスに担任と副担任がいる。ほかに休憩代替保育士が2名、看護師1名である。

教育の特徴は、県のしが自然保育認定制度を受け、芝生の園庭があり、近隣の高取山登山、犬上川遊歩道の散歩、地元の田畑での活動などを行っている。

今年度から、国のだれでも通園制度に6名の登録があり、現在3名が利用している。

この制度は未就園の生後6か月から3歳未満に限り、月10時間の範囲で利用できる制度である。午前9時から2時間程度の利用となっている。

また、隣接する多賀町子育て支援センターでは、未就園の親子が過ごす場や子どもだけの一時預かりも行っている。

また、県立大学木匠塾の皆さんにより、砂場の屋根と遊具の作成をしていただいた。今年度の事業は、中庭のウッドデッキ更新工事、予算額70万円、エアコン更新工事、予算額は5か月のリースで213万円を予定しているとの説明がありました。

次に、多賀ささゆり保育園を視察しました。濱田園長から、今年度の園児数は0歳児から5歳児まで133名で10クラス、職員の体制は、園長と園長補佐2名、各クラスに担任と副担任がいるクラスもある。ほかに休憩代替保育士が9名、看護師1名である。

教育の特徴は、長時間保育の利用が多い。行事としては、祖父母参観、多賀中学校の生徒との交流などに力を入れている。

今年度の事業は、中庭の遊具更新工事、予算額85万円、電話装置更新工事、予算額231万円を予定しているとの説明がありました。

最後に、久徳うぐいすこども園を視察しました。

福井園長から、今年度の園児数は0歳児から5歳児まで63名で5クラス、職員の体制は、園長と園長補佐1名、各クラスの担任と副担任がいる。ほかに休憩代替保育士が4名、看護師が1名である。

教育の特徴は、創立から4年目であるが、園児数が減少傾向にある。教室を広く有効に活用できている。行事としては、運動会の代わりに、運動を取り入れたお楽しみ会を年2回開催している。親子や祖父母とふれあう機会になっている。また、避難訓練や白米だけの防災おにぎりデイを設けて、防災意識を養っているとの説明がありました。

以上で現地視察を終了し、役場3階第1委員会室において、教育行政方針、各課の事業説明を受けました。また、生涯学習課からは、社会教育施設の現状と中学校の部活動の地域移行について説明がありました。

次に、質疑応答を行いました。

委員から、保育士の時短勤務について、導入が遅れた原因はとの問いに対し、制度としてはあったが、これまでは保育士の数も不足で心理的に利用しにくい状況であった。保育士の数も安定し、積極的な制度利用を推進しているため、現在は取得者が増えているとの回答がありました。

また、委員から、自然保育について、大滝たきのみやこども園で自然保育の認定を受けるとどのような支援や補助があるのかとの問いに対し、認定を受けることで県から10万円の補助が受けられ、事業を行えるとの回答がありました。

また、委員から、誰でも通園制度について、1園だけで実施する理由はとの問いに対し、事前の応募も少なく、初年度は手始めに1園で実施し、今後必要に応じて他の園に広げていくとの回答がありました。

また、委員から、うぐいすこども園について、門扉がないが、不審者対策はとの問いに対し、門扉の必要性は感じているが、保護者の迎えの時間がばらばらで、建物の玄関を施錠することで対応しているとの回答がありました。

また、委員から、移動図書館さんさん号の購入が見送りになった理由は、また、現在の走行距離はとの問いに対し、コミュニティ助成金を財源にする予定だったが、不採択となったためである。現在の走行距離は4万kmであるとの回答がありました。

以上で質疑応答を終了し、調査を終了しました。

次に、学校給食に導入される特殊精米についての調査結果を報告いたします。

5月14日、和歌山県和歌山市にある東洋ライス株式会社を工場見学し、学校給食に導入される特殊精米について調査をしました。

企業の担当者から、特殊精米について、もみ殻の内側にある玄米の表面には、栄養を多く含んだぬかの部分となるぬか層があり、さらにこのぬか層の内部には、果皮、種皮、糊粉層となっている。この糊粉層は、水でのとき洗いによって流れ落ちやすく、糊粉層だけを残す精米技術を開発し、とき洗いしなくても炊飯できる無洗米として商品化した。とき洗いをなくすことで、これまでとき洗いによってぬかを多く含んだ水が河川に流れ、海水を富栄養化状態にし、プランクトンが過剰に発生するという環境問題を防ぐことに貢献できた。また、栄養を多く含んだぬかを固形にし、他畑の肥料や家畜の飼料として循環型農業に役立っているとの説明を受けました。

担当者と質疑応答した後、工場見学をし、調査を終えました。今回、この無洗米、商品名、金芽米を多賀町が学校給食に導入することになりました。また、多賀町は当該企業と包括連携協定を結んでいることを付け加えておきます。

以上で、閉会中における総務常任委員会の調査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

7番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 閉会中における産業建設常任委員会の行政視察研修報告を行います。

去る5月13日、13時30分より和歌山県西牟婁郡すさみ町において、すさみ町子育て向け賃貸住宅整備事業について研修を行いました。すさみ町防災センターにて、堀谷伸二すさみ町議会議長、岩田勉町長から歓迎の挨拶を受けた後、子育て向け賃貸住宅整備事業について、担当職員の方から説明を受けました。

すさみ町は和歌山県紀伊半島の南南西部に位置し、白浜町、古座川町、串本町に隣接し、太平洋に面し、面積は174.45㎏、人口は3,360人で、世帯数は1,943世帯の町です。すさみ町令和8年度の一般会計予算の歳入歳出総額はそれぞれ67億2,100万円で、歳入のうち町税収入は4億4,700万円、地方交付税は25億円程度となっています。ちなみに議員定数は9名であります。

それでは、子育て世帯向け賃貸住宅整備工事について報告をします。

平成29年に第1期工事として、4棟で戸数は16戸、敷地面積は2,165㎡、間取りは2LDK、面積が61.56㎡、8戸と3LDK、面積が76.56㎡、8戸が建設されました。さらに、令和2年に第2期工事として、棟数は3棟で戸数は12戸、敷地面積は911㎡。間取りは3LDK、面積は70.46㎡、12戸が建設されました。

事業費についてです。第1期工事では2億8,976万6,168円、第2期工事では2億4,183万2,439円で、入札方式は、公募型プロポーザル（設計・施工一括発注業務）で、入札結果は、第1期、第2期工事とも、大和ハウス工業株式会社であるということでした。財源は、国の補助金、社会資本整備総合交付金と地方債を発行した。補助事業として、社会資本整備総合交付金、国費で補助率は2分の1を活用し、補助金額は、第1期分は1億4,234万円、第2期分は1億2,002万3,000円です。地方債は、公営住宅建設債、充当率は100%で交付税措置はありません、を活用した。施設管理は町直営とし、家賃は2LDKで3万7,000円、3LDKで4万7,000円、駐車場代は2,037円、これは2台分、敷金は家賃3か月分ですという説明がありました。共益費は2,500円×12か月×入居世帯数、また、浄化槽は、浄化槽保守点検費として年14万5,200円、清掃費は年40万5,000円、法定検査料として年2万4,000円、電気料金は年13万5,000円で、共益費の回収と運用は、自治会で行っているとの説明がありました。

以上の説明を受けた後、質疑を行いました。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

賃貸住宅の管理は町直営でされているとの説明であったが、その経緯はどうか。入居の募集と審査基準はどうかとの質疑に対し、民間も管理できるという説明を受けたが、費用が高く、そこまでかけるのであれば、町独自で管理しようということになった。当初から直営で管理をしている。入居の審査の基準は、子育て世帯もしくは新婚世帯であること、子育て世帯は18歳未満の子どもがいる家庭、新婚世帯は婚姻届を提出してから5年以内、または婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係にある期間が5年以内である方が入居できるとなっています。従来の町営住宅では入居するときの収入の制限があり、公営住宅法では、政令月収が通常15万8,000円以下が一般階層の基準とされているとの答弁がありました。

利用見込みはどうだったのかとの質疑に対し、募集した当初は思ったより伸びなかったと聞いていたが、それでもすぐに満室となった。時々部屋が空いていないかという問

合せもあるとの答弁がありました。

1棟4戸とされた理由は何かとの質疑に対し、1棟4戸であると全て角部屋になる。角部屋は光も取り入れられるし、両サイドに家があるより片方だけ面している方が、子どもの泣き声なども気を遣わなくてよいのではないかととの答弁がありました。

1期目は2LDKと3LDK、2期目は3LDKのみにされたのはなぜかととの質疑に対し、当初は経済的なことを考え、家賃が安価になるよう2LDKを造ったが、募集したら3LDKの方が多かった。入居者も3LDKの方がいいと評判がよく、家賃が1万円程度の差であれば、3LDKのみにしようということになった。隣の町は家賃で8万円で、本町は4万円で貸しているので、家賃は安いとの答弁がありました。

子育て世帯向け賃貸住宅に住まれている方は移住者の方が多いのかとの質疑に対し、大体半分程度が町外からの方です。町外で賃貸住宅に住んでいた町内住民の方が、すさみ町に賃貸住宅ができたので、住んでくれたという家庭もありますとの答弁がありました。

次に、公共交通の利便性はどうかととの質疑に対し、交通については、特急が止まるすさみ駅が約3kmのところにあります。路線バスは、すさみ町が運営している公共交通があるが、現状は若い人はバスをあまり使っていない。高齢者向けには、数年前から路線の見直しをかけてかなり網羅していると思っているとの答弁がありました。

また、家賃が安く、応募は多いと思うが、待っている人はいないのかとの質疑に対し、待機している人については、エントリーシートを管理し、把握している。待っている人はシート上に残っているが、新たに居住先を決めた場合の情報はもらっていないので、はっきりした入居待ちの人数は把握できていない。空きができたときに順に確認する中で、別のところに決めたのか、待っていたのかを把握できる状況ですとの答弁がありました。

また、すさみ町には賃貸の物件がない。雇用促進住宅を企業が買い取って運営しているが、部屋が狭く家賃は3万円程度です。一方、子育て世帯向けの賃貸住宅は、新しく家財道具もそろっている状態で考えると、家賃は比較的安いと思っている。また、新婚世帯が引っ越してきた場合には、引っ越し費用も補助する制度があり、その制度と抱き合わせて考えてもらうと、新婚世帯はさらに入りやすいと思うとの説明がありました。

今回の子育て世帯向け賃貸住宅は町有地に建設されたのかとの質疑に対し、土地開発基金がある。開発公社を解散し、その基金で町が農地を購入し、埋め立て、建設したとの答弁がありました。

空き家バンクに関する質疑に対し、すさみ町の空き家は500から600軒あるので、それをいかに活用するかが課題である。一般社団法人すさみキャンパスという組織を立ち上げ、そこが空き家を購入し、町外などから希望があればすぐに貸出しできるようにしている。昨年から今年にかけて10軒程度買ってきている。それをふるさと納税で修繕し、いつでも貸せる状態にしている。現在5軒程度貸し出せる状況である。住みた

い人が来たら、すぐに紹介できるようにしているとの答弁がありました。

次に、公共交通に関する質疑に対し、コミュニティーバスで一番長いのが直線で25 kmぐらいあるのではないかと。あとは、Aゾーン、Bゾーンに分かれて町内を周回していると。それ以外にデマンド交通がある。車両は全て町の所有の公用車で、運転業務のみすさみ交通に委託している。町の運営なので、停留所も必要なところに変更できる。町の病院、買物に利用されているとの答弁がありました。

また、今回の子育て向け賃貸住宅以外の町営住宅はあるのかとの質疑に対し、管理している町営住宅は180軒で、入居は228人です。今も募集をしている。30軒ぐらいは現在住める状況ではない。改良住宅が10軒程度ですとの答弁がありました。

子育て向け住宅でない普通の町営住宅は別の運営の仕方をされているのかとの質疑に対し、公営住宅法に基づいて条例も制定している。子育て世帯向け賃貸住宅も別に条例を制定している。公営住宅はもともと低所得の方々のための住宅施策のため、収入制限があるとの答弁がありました。

質疑の後、子育て向け賃貸住宅、サニーヒルズ立野の視察をしました。場所は高台にあり、アクセスは紀勢自動車道すさみIC付近で、周囲は山に囲まれているものの、見通しの良い場所に建設がされていました。

視察を受けていただいたすさみ町の関係者の皆さんにお礼を申し上げ、産業建設常任委員会の行政視察研修の報告とさせていただきます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第7 「同意第76号 多賀町多賀財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、日程第8 「同意第77号 多賀町多賀財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて」はいずれも多賀町財産区管理委員会委員の選任についてでありますので、一括議題とします。

2案について、提案理由の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第76号および同意第77号「多賀町多賀財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

多賀財産区管理会は、任期4年、5人の委員で構成され、管理会の運営と山林経営にご尽力を頂いておりますが、うち2名の方の任期が本年6月18日をもって満了となります。

今回の改選に当たり、2名の方ともに、引き続き選任をお願いしたいと考えております。同意第76号では、多賀町大字多賀1578番地2、前川貢氏を、同意第77号で

は、多賀町大字久徳 3 4 4 番地、小財賢三氏を引き続き選任いたしたく、多賀財産区管理
会条例第 3 条の規定により議会の同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「同意第 7 6 号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求める
ことについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 7 6 号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについ
て」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 7 6 号は同意
することに決定をいたしました。

次に、「同意第 7 7 号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めること
について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 7 7 号 多賀町多賀財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについ
て」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 7 7 号は同意
することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第 9 「同意第 7 8 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任に
つき同意を求めることについて」から日程第 1 3 「同意第 8 2 号 多賀町霊仙財産区
管理会委員の選任につき同意を求めることについて」はいずれも多賀町霊仙財産区管理
会委員の選任についてでありますので、一括議題とします。

5 案について、提案理由の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第 7 8 号から第 8 2 号まで「多賀町霊仙財産区管理会委員の
選任につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

霊仙財産区管理会の委員は、任期 4 年、5 人の委員で構成され、管理会の運営と山林

経営にご尽力を頂いておりますが、委員の任期については、いずれも本年7月31日をもって満了します。

今回の改選に当たりましては、垣立繁幸氏が任期満了をもってご退任いただくこととなり、4名の委員の方々につきましては、引き続き選任をお願いしたいと考えております。垣立氏におかれましては、これまで熱意を持ってご活躍いただきましたことに深く感謝の意を申し上げますとところでございます。

同意第78号では、多賀町大字霊仙490番地、藤井金一郎氏を、同意第79号では、多賀町大字久徳437番地5、宮下重和氏を、同意第80号では、多賀町大字多賀1574番地2、大久保孝蔵氏を、同意第81号では、多賀町大字霊仙476番地、鈴居正幸氏を引き続き選任し、同意第82号では、多賀町大字多賀235番地5、尾谷忠之氏を新たに地域からの推薦に基づき、選任するものであります。

いずれの方も、当該地域において山林の管理に深い知識をお持ちでございますので、霊仙財産区管理条例第3条の規定により議会の同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、「同意第78号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第78号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第78号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第79号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第79号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立ください。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第79号は同意

することに決定をいたしました。

これより、「同意第 80 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 80 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 80 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 81 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 81 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 81 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 82 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 82 号 多賀町霊仙財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 82 号は同意することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第 14 「同意第 83 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第 27 「同意第 96 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」はいずれも多賀町農業委員会委員の任命でありますので、一括議題とします。

14案について、提案理由の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 同意第83号から第96号までの「多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めること」につきまして、一括してご説明いたします。

本件は、現農業委員会委員の任期が令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、後任の委員の任命について、議会の同意をお願いするものです。なお、次期委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

それでは、議案書の8ページ以降、任命対象者14名について、順次ご説明いたします。

同意第83号では、久徳在住の夏原晃久氏は、現委員で、農事組合法人きゅうとく営農の代表理事をされております。

同意第84号では、敏満寺在住の田中栄一氏は、現副会長で、農事組合法人清涼グリーンファームの代表理事をされています。

同意第85号では、土田在住の土田勝一氏は、現委員で、土田営農農事組合法人の理事をされています。

同意第86号では、八重練在住の小菅利英氏は、現委員で、八重練営農の生産組合長をされています。

同意第87号では、川相在住の木下秀行氏は、現委員で、山間地域の農業に深く携わり、自ら山間部の農地を耕作されております。

同意第88号は、富之尾在住の田中昭男氏は、現委員で、農事組合法人富之尾ファームの理事をされています。

同意第89号では、八重練在住の中西智恵美氏は、現委員で、町内の空き家対策や農地の利活用、八重練集落でエゴマや麦の栽培に取り組まれております。

同意第90号では、多賀在住の田中伸幸氏は、現委員で、多賀地域の農地を耕作されている認定農業者であります。

同意第91号では、敏満寺在住の小菅建次氏は、現会長で、多賀町特産物振興連絡協議会の会長、農事組合法人清涼グリーンファームの役員をされておられます。

同意第92号、敏満寺在住の大町孝良氏は、現委員で、自ら敏満寺地域の農地を耕作されている認定農業者です。

同意第93号では、一ノ瀬在住の大道たか子氏は、現委員で、女性農業者として山間地域の農業に従事されておられます。

同意第94号では、大岡在住の山本邦秀氏は、現農地利用最適化推進委員で、自ら大岡地域の農地を耕作されるなど、熱心に農業経営に取り組んでおられます。

同意第95号では、中川原在住の岸本弘司氏は、多賀土地改良区の筆頭理事で、土地改良事業に精通されておられます。

同意第96号では、多賀在住の土田由紀子氏は、認定農業者ではありませんが、任命対象者の中で最も若く、女性農業者としてシャインマスカットの栽培に熱心に取り組まれておられます。

以上、多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（富永勉君） これより14案について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「同意第83号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第83号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第83号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第84号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第84号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第84号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第85号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第85号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第85号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第86号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第86号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第86号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第87号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第87号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第87号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第88号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第88号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第88号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第89号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 89 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 89 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 90 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 90 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 90 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 91 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 91 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 91 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 92 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 92 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 92 号は同意

することに決定をいたしました。

次に、「同意第 9 3 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 9 3 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 9 3 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 9 4 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 9 4 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 9 4 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 9 5 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 9 5 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 9 5 号は同意することに決定をいたしました。

次に、「同意第 9 6 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 9 6 号 多賀町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第 9 6 号は同意することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第 2 8 「同意第 9 7 号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「同意第 9 7 号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

このたび、教育委員会委員であります丸尾恭子氏が、本年 6 月末をもって退任されることになりました。丸尾委員には、教育委員として、保護者の立場から貴重なご意見を頂くなど、本町の教育行政に熱意を持って職務に当たっていただきました。深く感謝の意を申し上げるところでございます。

その後任者として、井上和子氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。同氏は、人格が高潔で、多様な分野で経験を積まれてこられました。また、アメリカの大学において、日本語講師を務められ、国際的な視野と豊かな見識を有しておられます。さらに、現在は多賀小学校における学校評議員として教育活動の充実に携わっていただいております。このため、これまで培われた豊富な知識と経験を生かし、大所高所から適切な助言や提言を頂けるものと考えております。

以上のことから、井上和子氏を教育委員として適任者と考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づきご提案申し上げます。

なお、任期は令和 8 年 7 月 1 日から前任者の残任期間であります令和 9 年 9 月 3 0 日までとなります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「同意第 9 7 号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、同意第97号は同意することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第29 「諮問第98号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 「諮問第98号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することとされており、その委嘱に当たっては、当該市町村の議会の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から議会の意見を聞いて、町長が推薦することとなっております。本案の推選でございますが、現在、人権擁護委員としてご尽力を頂いております小菅法雄氏の任期が令和8年12月31日をもって満了することとなります。これまでの同氏の人権擁護、人権推進に関する業績は高く評価されるもので、引き続き適任と考えますので、第6条第3項の規定により議会のご意見を賜いますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「諮問第98号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任であることに賛成の方はご起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、諮問第98号は適任であることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は議場の時計で10時50分とします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３０ 「承認第９９号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹田税務住民課長。

〔税務住民課長 竹田幸司君 登壇〕

○税務住民課長（竹田幸司君） 「承認第９９号 専第４号 多賀町税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、同条３項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は地方税法等の一部を改正する法律等が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、多賀町税条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

議案書につきましては、２５ページから３２ページをお願いいたします。主な改正内容といたしましては、軽自動車税の環境性能割の廃止および「軽自動車税（種目割）」の名称が「軽自動車税」に変更されることに対する所要の改正、個人町民税関係では、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長と、固定資産税関係では、家屋および償却資産に係る固定資産税の免税点の見直し、固定資産税の新築軽減などの減税措置の延長などの所要の改正でございます。

付則につきましては、令和８年４月１日以降に施行される部分の改正とし、経過措置を規定しているものでございます。

多賀町税条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第９９号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、承認第９９号は承認することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第31 「承認第100号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹田税務住民課長。

〔税務住民課長 竹田幸司君 登壇〕

○税務住民課長（竹田幸司君） 「承認第100号 専第5号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年1月15日に公布され、同年4月1日から施行されたこと、また本年3月議会に議案提出後に滋賀県税制課より差し替え資料が届きましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書の34ページをお願いいたします。

主な改正内容としましては、第2条では、国民健康保険税の課税額についてで、第2項では、基礎課税額（医療分）に係る課税限度額を、現行の66万円から67万円に引き上げ、第5項では、子ども子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円に新たに定めるものでございます。

第23条は、国民健康保険税の額について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額について現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額について、現行の56万円から57万円に引き上げるものでございます。

付則につきましては、令和8年4月1日から施行し、適用区分を規定するものでございます。

説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第100号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、承認第100号は承認することに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第３２ 「承認第１０１号 専決処分事項（令和７年度多賀町一般会計補正予算（第１０号））の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「承認第１０１号 専第６号 令和７年度多賀町一般会計補正予算（第１０号）」について、ご説明申し上げます。

議案書３７ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、第１条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から１億２，２３４万６，０００円を減額し、令和７年度一般会計最終予算を７３億７，５５８万１，０００円としたものでございます。

この補正予算は、年度末におきまして、歳入歳出ともに各款において精算を行ったうえで予算額を調整したもので、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、去る３月３１日付をもって専決処分させていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

第２条の地方債補正は、４３ページ、第２表地方債補正のとおり、まず、廃止では財政状況を勘案し、可能な限り借入れを行わないことで、将来に向かっての起債残高を抑制できるよう、道路改良事業３３０万円について借入れを行わないこととしたものでございます。

４４ページ、起債額の変更につきましては、２つの事業につきまして、実績に合わせ、精算し、起債発行額の限度額について合わせて４，５６０万円の減額をしたものでございます。

それでは、４８ページ、歳入から主なものについてご説明申し上げます。

１０款の地方譲与税から５０ページ下段、３７款新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金まで、それぞれ額の確定により予算額を調整させていただいたものでございます。

中でも、５０ページ中段、２５款地方交付税は、特別交付税の確定額に合わせ４，５１１万９，０００円を増額し、結果、特別交付税は３億４，５１１万９，０００円の交付を受けております。交付額ベースでは、令和６年度の交付額より約２，２００万円の増額交付となりました。これは、スマートインターチェンジ整備費等の特殊事情が一定考慮、反映されたものと考えております。普通交付税と合わせた交付税の総額は１６億１，７４８万１，０００円となり、うち普通交付税は１２億７，２３６万２，０００円となっております。

次に、５１ページ、５０款の国庫支出金から５３ページの５５款県支出金までは、各事業実績に基づき、それぞれの補助金の調整を行い、国庫では計４，７７９万円の減額、

県費では合わせて１，５８８万円を減額しております。

６５款寄附金は、ふるさと納税寄付分で、決算見込みから１，０００万円の減額とさせていただきます、最終予算を３億１，０００万円としたものでございます。

５４ページ、７０款繰入金、５目財政調整基金からの繰入れにつきましては、今回の補正内容、一般財源の不用額の状況を見まして、全額繰入れを行わず、また、公共施設等維持管理基金につきましては、勤労者体育センター解体事業の精算により４３万２，０００円の繰入れを減額し、社会福祉基金繰入金については、福祉医療事業における小中高校生分の扶助費、給付額が増加となったことから、その財源分６０万４，０００円を増額しております。

７５款繰越金は、令和６年度決算における実質収支額２億６，０４７万４，０００円を全額予算化したものでございます。

８５款町債につきましては、第２表の地方債補正のとおり、合計４，８９０万円を減額いたしました。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。

５６ページをお願いいたします。

初めに、歳出全体を通して、事業実績を見まして、特に委託料、工事請負費の入札残や補助金等の不用額について減額補正をさせていただいたほか、年度末、実績を鑑み、各基金からの繰入額を調整するとともに、多賀町の将来、後年度を見据えた事業実施に必要な基金に積立てを行うことで、中長期的に財政の安定化、健全化が図れるよう、調整をさせていただきました。

１０款総務費では、特に２５目財産管理費では、工事請負費２，４４８万円を減額しておりますが、多賀勤労者体育センターの解体工事分で３４２万円、庁舎空調整備工事分で２，１０６万円を減額しております。

また、５７ページ下段、７５目電子計算費では、システム標準化事業における不用額、委託料で２，２６８万円、システム使用料で１，５４９万円を減額しております。

次に、５８ページから５９ページ、１５款民生費では、それぞれの事業実績により減額精算しておりますが、大きなものとして、１０項５目児童福祉総務費では、児童手当の不用額３，３００万円を減額しております。

６１ページ、２０款衛生費におきましては、保健事業費では予防接種委託料６６４万円、塵芥処理費では、廃棄物収集業務委託料、広域行政負担金を合わせまして７０６万円を減額しております。

下段、２５款農林水産業費は、６２ページにかけて事業実績に合わせ減額精算し、農林業費合わせて１，３９０万円の減額。

６３ページ、３０款商工費では、補助金等の不用額８０７万円を減額いたしました。

６３ページ、下段から６４ページ、３５款土木費では、多賀スマートインターチェンジ道路管理料等合わせて１，１２９万円を減額しております。

40 款消防費では、特に 20 目災害対策費防災無線システム導入費の不用額 4,220 万円が大きく、総額では 4,997 万円を減額しております。

65 ページ以降の 45 款教育費では、工事請負費の精算や通学バス運行委託料の減額など、教育費全体で 1,444 万円を減額いたしました。

66 ページ下段から 60 款諸支出金では、本補正での収支を調整し、後年度を見据え、20 目社会福祉基金には 1 億円を積み立て、65 目公共施設等維持管理基金には 6,260 万円を積み立てるものでございます。

また、60 目ふるさと納税を積み立てる多賀町まちづくり基金につきましては、歳入減額分 1,000 万円の 2 分の 1、500 万円を減額し、結果、1 億 5,503 万円を積み立て、令和 8 年度の財源としたものでございます。

以上、令和 7 年度多賀町一般会計補正予算（第 10 号）、専決処分事項の報告とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第 101 号 専決処分事項（令和 7 年度多賀町一般会計補正予算（第 10 号）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、承認第 101 号は承認することに決定しました。

○議長（富永勉君） 日程第 33 「報告第 102 号 令和 7 年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「報告第 102 号 令和 7 年度繰越明許費繰越計算書」につきまして、ご説明申し上げます。

68 ページをお願いいたします。

令和 7 年度の一般会計繰越事業につきましては、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、合わせて 18 事業で、総事業費 5 億 8,616 万 3,000 円のうち 3 億 8,417 万 4,000 円を令和 8 年度に繰り越しましたので、地方自

治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告させていただきます。各事業の進捗に合わせ、議決いただきました金額以内で繰越額を確定させ、財源を調整したものでございます。

まず、総務費ですが、生活支援給付金事業は、長引く物価高騰対策として、住民1人当たり7,000円、75歳以上の方には1万円を給付させていただく事業でございますが、3月末を期限としておりましたが、一部、対象者からの申請書類の提出が遅れており、漏れなく受給いただけるよう201万円を繰り越し、事業完了を令和8年7月末としております。

公共交通対策事業では、近江鉄道線を維持していくため、近江鉄道線管理機構に補助を行うもので、1,232万3,000円を繰り越し、令和9年3月の交付を予定しております。

また、住民基本台帳・戸籍附票システム整備事業では、住民票および戸籍の旧氏名に振り仮名を付すためのシステム改修で525万8,000円を繰り越し、令和9年3月末を完了予定として進めております。

次に、民生費、物価高対応子育て応援手当事業では、生活支援給付金事業同様、申請に遅延のある方の対応としまして88万円を繰り越し、こちらにつきましては5月末で完了しております。

次に、農林水産業費、ニホンザル個体数調整事業では、川相群の捕獲、個体数調整としまして106万8,000円を繰り越し、令和8年6月末を完了予定としております。

また、林業費高取山ふれあい公園自然体験宿泊施設改修事業につきましては、当該施設の屋根改修として524万円を繰り越し、令和9年3月末を完了予定、治山事業につきましては、災害に強い森林づくりとしまして、大岡地区・樋田地区を実施地区としまして275万7,000円を繰り越し、こちらは令和8年9月末を完了予定としております。

次に、商工費では、物価高対策として実施しております中小企業支援事業でございますが、燃料・電気代等の補助および設備投資への補助に加え、販路開拓事業と合わせて1,500万円を繰り越し、令和8年12月末を完了予定としております。

次に、土木費では、橋梁長寿命化修繕計画策定事業で1,428万9,000円、町道多賀高宮線舗装修繕事業で1,683万円、地籍調査事業では3,292万8,000円、多賀、土田、梨の木地区での実施となっております。

町道多賀高宮線舗装修繕につきましては、令和8年11月末、残り2事業につきましては、令和9年3月中旬を工期としておりますが、いずれも早期に完了できるよう、計画的に進めてまいります。

次に、消防費ハザードマップ作成事業は800万円を繰り越し、滋賀県と歩調を合わせて実施しており、令和9年3月末を完了予定としております。

次に、教育費についてでございますが、小学校費では、多賀小学校の職員室エアコン

更新事業で90万円、体育館空調設備整備事業では、多賀小、大滝小の2校整備分で1億744万円、消防設備機器更新事業は、大滝小分で90万円を繰越しさせていただき、中学校費では、体育館空調設備整備事業で7,536万円、トイレ改修事業で8,263万4,000円、消防設備機器更新事業で35万7,000円を繰越ししております。

いずれも授業に影響のないよう配慮しつつ、早期に完了できるよう進めてまいります。体育館の空調整備につきましては、3校ともに令和8年12月末、中学校のトイレ改修につきましては11月中旬を工期としております。最後に、表の右側、財源の内訳につきましては、国・県の補助金や地方債などの特定財源と一般財源に分けて明記しております。

以上、令和7年度繰越明許費の報告とさせていただきます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第102号 令和7年度（多賀町一般会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第34 「報告第103号 令和7年度（多賀町介護保険事業特別会計）繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田福祉保健課長。

〔福祉保健課長 岡田伊久人君 登壇〕

○福祉保健課長（岡田伊久人君） 「報告第103号 令和7年度繰越明許費繰越計算書について」、ご説明申し上げます。

議案書70ページをお願いいたします。令和7年度の介護保険事業特別会計の繰越事業につきましては、老人保健福祉計画および介護保険事業計画改訂業務において280万円を令和8年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、ご報告させていただきます。事業の進捗につきましては、令和8年5月末で完了をしております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第103号 令和7年度（多賀町介護保険事業特別会計）繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第35 「報告第104号 令和7年度多賀町水道事業会計予

算繰越計算書について」を議題とします。

本案について、提案者の報告を求めます。

野村地域整備課長。

〔地域整備課長 野村博君 登壇〕

○地域整備課長（野村博君） 「報告第104号 令和7年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」、ご説明いたします。

議案書、71ページをお願いいたします。

令和7年度多賀町水道事業会計予算におきまして、その一部を繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告をさせていただきます。

収益的収支において、事故繰越しを行いましたのは、1款水道事業費用、1項営業費用のうち、事業名、水道料金一括減免対応業務について、繰越額88万円、また、この繰越額の財源には、自己資金をもって同額を充当しております。

この繰越しを行った主な理由としては、水道料金の減免期間を令和8年9月請求分まで延長することに伴い、減免期間満了後に通常料金に復元するシステム改修および料金適用後の確認作業などが必要なことから、履行期間を令和8年10月31日まで延長することによるものであります。

続いて、資本的収支において繰越しを行いましたのは、1款資本的支出、1項建設改良費のうち、事業名、多賀地区（多賀北から久徳南）配水管布設替工事設計業務委託について、繰越額813万4,000円、また、この繰越額の財源には、損益勘定留保資金をもって同額を充当しております。

この繰越しを行った主な理由としては、計画地先の間にある四手川の渡河工法を既存歩道橋に添架としておりましたが、既存歩道橋の耐荷重から工法の再検討が必要となり、単独水管橋の設置などの検討、また設計に必要日数を要することから、履行期間を令和8年7月31日まで延長することによるものでございます。

報告第104号のご説明は以上でございます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第104号 令和7年度多賀町水道事業会計予算繰越計算書について」の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 日程第36 「議案第105号 多賀町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

古川企画課長。

〔企画課長 古川将司君 登壇〕

○企画課長（古川将司君） 「議案第１０５号 多賀町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明申し上げます。

議案書７２ページから７４ページをご覧くださいと思います。

今回提案いたします条例につきましては、多賀町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例において、既に定めております県道甲良多賀線沿道地区計画、多賀町多賀神田地区計画および多賀町尼子地区計画に、新たに多賀町多賀ＳＩＣ工業団地地区計画および多賀町月之木地区計画に係る建築物の制限を追加するものでございます。

なお、今回定めます制限内容につきましては、多賀町多賀ＳＩＣ工業団地地区計画におきましては、土地利用の方針を工業用地とし、工場、倉庫、事務所等が建築可能となっております。また、月之木地区計画におきましては、柏葉団地、グリーンヒル多賀といった第一種低層住居専用地域に建築することができる建築物に加え、店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するものが建築可能となっております。

まず、第３条の適用区域である別表第１に多賀町多賀ＳＩＣ工業団地地区地区整備計画区域および多賀町月之木地区地区整備計画区域を加え、今回、それぞれの計画区域に係る制限を加えることから、別表第２の計画地区の区分に４、多賀町多賀ＳＩＣ工業団地地区地区整備計画区域および５、多賀町月之木地区地区整備計画区域を加えるものでございます。

別表第２の内容につきましては、建築物の用途制限について、多賀ＳＩＣ工業団地地区計画におきましては、工場、危険物の貯蔵または処理に供する建築物、倉庫等以外の建築物は建築できないものとし、容積率は１０分の２０、建蔽率は１０分の６を最高限度とし、敷地面積の最低限度を２００㎡としているものでございます。

また、月之木地区計画におきましては、建築基準法別表第２（は）の項に掲げる第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物以外は建築できないものとし、容積率は１０分の２０、建蔽率は１０分の６を最高限度とし、敷地面積の最低限度を２００㎡とし、建築物の高さについても制限を設けているものでございます。

付則では、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第１０５号 多賀町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一

部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第１０５号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第３７ 「議案第１０６号 多賀町消防団消防ポンプ自動車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第１０６号 多賀町消防団消防ポンプ自動車の購入契約の締結」につきまして、ご説明申し上げます。

去る５月１日、多賀町消防団消防ポンプ車の購入に当たり、条件付一般競争入札を執行しましたところ、２社による入札の結果、滋賀県彦根市平田町字坪井１８５番地、株式会社奥山ポンプ商会、代表取締役北村勲司が２,８８０万円で落札いたしましたので、消費税１０％を乗じ、総額３,１６８万円で購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

主な仕様につきましては、排気量４,００９cc以上、ダブルキャブ車４WD８人乗りオートマチック車、ポンプにつきましては、国家検定合格品を搭載することとしております。納入期限につきましては、令和９年３月３１日としております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第１０６号 多賀町消防団消防ポンプ自動車の購入契約の締結について」は、決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第１０６号は可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第38 「議案第107号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第107号 令和8年度多賀町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書77ページをお願いいたします。

令和8年度に入り、間もない時期ではございますが、早急に対応させていただきたい行政需要が生じたので、補正予算措置をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,377万8,000円を追加し、歳入歳出55億1,977万8,000円とするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、82ページ、歳入からご説明いたします。

50款5項国庫負担金は、障害者自立支援費事業負担金として補装具助成に係る国負担分として、負担率2分の1、126万8,000円、10項国庫補助金は、障害福祉事業や福祉医療事業において、マイナンバーを活用した資格確認を推進していくためのシステム改修費用への補助金として補助率2分の1で、合わせて573万1,000円を受け入れるものです。

20項国庫交付金では、合併処理浄化槽の設置補助としまして、交付率3分の1で31万3,000円を受け入れるものです。

55款5項県負担金では、国庫に合わせた障害者自立支援費事業負担金としまして、県負担率4分の1で63万4,000円、10項県補助金では、合併処理浄化槽の設置補助としまして、補助率3分の1で31万3,000円、農村まると保全向上対策事業補助金では、補助率4分の3で62万5,000円をそれぞれ受け入れるものです。

75款繰越金は、今回の補正財源として1,489万4,000円を充当するものです。次に、歳出を説明いたします。84ページをお願いいたします。

10款10項5目賦課徴収費では、法人税の確定申告により、法人町民税について還付金が発生しましたことから、当初予算に対する不足分200万円の追加をお願いするものです。

15款5項社会福祉費では、障がい福祉や福祉医療事業におけるマイナンバーを活用した資格確認を推進していくためのシステム改修費用としまして、障害者自立支援費では、253万円、福祉医療助成費では1,182万8,000円を計上しているほか、障害者補装具交付費において、必要とされる額に不足額が生じているため、253万7,000円の追加をお願いするものです。

２０款１０項環境衛生費では、店舗開業による合併処理浄化槽の設置に当たり、設置補助金１３５万円の追加をお願いするものです。

８５ページ２５款５項農業費では、農村まるごと保全向上対策事業において、交付金の対象面積および対象団体が増えましたことから８３万３,０００円の増額をお願いするものです。

３０款５項商工費では、５目商工振興費では、衛生費でも説明いたしました開業が見込まれることから、新規開業支援としまして２００万円の補助金の追加、また、１５目観光費では、多賀観光協会の事業としまして、新たに多賀サービスエリアを起点としたレンタサイクル事業の実証実験を実施するため、観光協会補助金について、県が交付予定の補助額と同額の６６万４,０００円の追加をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１０７号については、議長を除く８人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、議案第１０７号は、８人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

予算特別委員会において、委員会条例第８条第２項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩をいたします。

議場の時計で１１時４０分とします。

（午前１１時３３分 休憩）

（午前１１時４０分 再開）

○議長（富永勉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。委員長に 7 番、山口久男議員、副委員長に 5 番、川岸真喜議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は別紙の日程表により審査していただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

○議長（富永勉君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、再開は 6 月 3 日午前 9 時 30 分とし、一般質問を行います。

長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。

（午前 11 時 41 分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 富 永 勉

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 岸 真 喜